

2024年7月28日（日）てんかん市民公開講座 Q&A

Q1.

幼少期からてんかん発作があり、なかなか合う薬がなく高齢者の年齢に近付いてきているのですが、薬の調整は難しくなってくる時期でしょうか。

A1.

年齢が上がってきても発作がコントロールされる方はおられます。また、新たな薬剤も発売されているので、調整を続けていく価値はあると思います。

Q2.

大学保健師勤務をしております。

大学生でてんかんお持ちの学生さんが、沢山おられます。治療中断をしていたり、てんかんの種類を理解していない学生さんがおられ、把握が不十分な状況です。

適切なアプローチの方法をご教授下さい。

A2.

本来は主治医の先生によく聞いていただくのがよいかと思うのですが、何を質問したらよいかかわからない場合もありますので、どうしても個別のアドバイスにならざるを得ないのではと思います。てんかん自体については、このような講演会や、てんかんの教育プログラムなどが当事者の方の情報源として役に立つのではと思います。自立するための準備を医療者側も進めることの必要性を改めて感じました。

Q3.

会社の方が、配慮することや病気を理解できる学習のサイトがあれば教えてください。

会社の理解が進まないと、職場での理解が進まず、対応をお願いするのが難しいように思っています。

A3.

まとまった情報源として以下のようなサイトがあります。

◆てんかん協会

<https://www.jea-net.jp/epilepsy>

◆てんかん情報センター

<https://shizuokamind.hosp.go.jp/epilepsy-info/>

◆てんかん info

<https://www.tenkan.info>

Q4.

施設看護師です。

発作中はお身体に触れないほうがいいですか、どこかに触れていたほうが安心感を与えられますか。人によるのでしょうか。

A4.

発作の症状は様々ですので一概には言えませんが、基本的にはてんかん発作を起こしている方と、介護をしている方の安全確保を優先し、経過観察していただくことが基本であると思われる。なお、ご質問の意図とは異なるかとは思いますが、自動症では発作の動きを止めようとするすると抵抗されたりすることがありますので、注意が必要です。

Q5.

MOSESは医療機関でないと受けられないイメージがありますが、医療行為となるのでしょうか？民間の福祉施設が運営できないのでしょうか？

A5.

当院では精神科ショートケアとして算定（実施）しています。

医療行為かどうかについては、医療機関に限定されたものではないと思いますので、福祉施設でもできるかもしれませんが、コストやスタッフの問題で現実的に実施は難しいのではと思いますが、どのような要件があるかなどは分かりません。

Q6.

訪問リハビリ職です。高齢の患者さんのご様子で、抗てんかん薬が合っていないのでは、と思われる症状は、何かありますでしょうか。

A6.

眠気が強くなった。活気がなくなった、イライラが強くなった、ふらつき出てきた、などが挙げられます。

Q7.

就労についての相談なのですが、発作が起きたことを理由に、今まで行っていた作業をしてはいけなくなりました。その作業をまたやりたいという思いがあるのですが、門前払いになってしまいます。どのように、企業と話し合えばよいのでしょうか？

A7-1.

さきほど説明させていただいたように、障害を理由とした差別の禁止、合理的配慮の提供義務は雇用保険法に定められたものになります。

それを根拠に、少なくとも医療者を交えた話し合いの場を設けるということは会社に掛け合ってもよいのではないかと考えます。

A7-2.

まずその人の発作の症状と頻度でリスク評価、あとは実際お仕事でもしも発作が起きた時のリスク評価、この二つで総合的に判断すべきことなので、まずはその会社との話し合いや意見交換ができればいいのかなと思います。

私たちが日常的に会社の方と話し合いの場を持つということをしておりますので、是非その様に見てみたらよいのではないかと考えます。